

川越市歴史的風致維持向上計画（素案）に対して提出された意見の概要と市の考え方について

	意見の概要	意見に対する市の考え方
全体計画		
1	計画の策定及び速やかな実施を期待する。	平成23年6月8日に、文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣より認定を受けました。今後は、速やかに具体的な事業計画を策定し、実施してまいりたいと考えております。
2	計画の基本的な内容、方針に賛成する。	
3	伝統的な建造物のディテールは、地域の風土とそこに住む人々、職人の技がおりなす、地域固有の歴史的風致である。計画の目的として、伝統的な建造物のディテールを確実に残していくことを使命としてほしい。	歴史まちづくり法における歴史的風致とは、「地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されております。伝統的様式の建造物の意匠及び工法技術の維持向上につきましても、本計画の目的とするところでございます。伝統的建造物のディテールにつきましても、事業の実施にあたり十分に配慮していきたいと考えております。
4	歴史的建造物の整備活用事業については、単なる集客施設ではなく、なぜ保存するのかを吟味し、本来の価値が損なわれないよう、川越の文化の重みを感じられるものとなることを希望します。	ご指摘のとおり、保存の意味、本来の価値が十分に理解されることによって、はじめて歴史的風致の維持向上がなされると考えております。従いまして、「第1章川越市の歴史的風致形成の背景」「第2章川越市の維持向上すべき歴史的風致」の記述を充実いたしました。
5	計画の進捗状況について情報公開を行い、市民の意見を反映したチェック体制の構築を行うべき。	計画策定後はホームページなどを活用し、計画の実施状況を市民の皆様にご公開してまいります。
第3章		
6	各種職人の支援を行うための事業の追加を希望します。	第3章-4-(4)「伝統行事・民俗行事などの継承・育成の支援」に、職人技術の継承のための措置を記しました。今後、計画の見直しに合わせ、方策の検討をしてまいりたいと考えております。
7	各事業の実施においては、景観の観点からチェックする体制を整備する必要がある。	第3章-5-(4)「計画実現のための推進体制」において、計画の推進体制を体系化いたしました。
第4章		
8	重点区域の考え方として、現在の状況の説明はもとより、将来ビジョンの設定が必要と考える。11ページの図では、東側についての表現が弱いと感じます。	当該地域につきましては、現在、具体的な事業計画はございませんが、川越城と喜多院をつなぎ都市の回遊性を高める必要が有るとともに、相互に眺望できる良好な住居系の地域として、景観の保全向上が必要であると考えております。
9	歴史的風致の維持向上に関する方針では、景観法、都市計画法の手法の活用はもとより、伝建地区における建築基準法の緩和条例等の活用についても積極的に図るようしめすべきではないか。計画の実施と併せて、景観地区や高度地区指定について具体的な取り組みを開始するべきである。	第4章-4「重点区域における歴史的風致の維持向上に関する取り組み」の中で、景観法、都市計画法に基づく措置への取り組みについての項目を設けました。建築基準法の緩和条例の活用につきましては、具体的な記述は行っておりませんが、景観法、都市計画法に基づく措置を図る中で、併せて検討すべき課題と認識しております。

第5章		
10	「第5章歴史的風致の維持及び向上のために必要な事項」の記載方法について、事業毎に、具体的な施設の整備内容、活用方法、実施時期の記載をすべきと考える。10年間の計画期間において、実施事業の優先度、重要度を整理し、いづれ何に取り組むかというアクションプランイメージが必要である。	第5章につきましては、文化財等の保存活用に係る方針計画等を述べるとともに、重点区域における諸施策・事業につきましては、事業毎に整備主体や事業期間、事業概要等を具体的に記載いたしました。今後、随時計画の見直し等を行いながら進めてまいります。
11	旧織物市場の活用保存のイメージとして、同建物の歴史性に関する展示、アーチストインレジデンスとしての使用等、市民に開放された文化施設としての活用を提案します。	旧川越織物市場の活用計画につきましては、事業実施に向けて今後検討していくこととなりますが、具体的な活用案の一つとして、検討課題とさせていただきます。
12	歴史的地区環境整備街路事業について、構想路線やそれ以外の歴史的道路(仲町通り等)を整備箇所とするよう提案します。	第5章「歴史的風致の維持及び向上のために必要な事項」に、喜多院周辺の構想路線について記述いたしました。それ以外の路線につきましては、本計画の見直しに合わせ、既存計画の進行状況等を考慮しながら引き続き検討を行ってまいります。
13	旧十カ町内の町家の保存を行う事業の追加を希望します。	第5章「歴史的風致の維持及び向上のために必要な事項」に都市景観重要建築物の活用について記述いたしました。今後、旧十カ町地区をはじめ、重点区域内の指定建造物を増やすとともに、歴史的風致形成建造物への指定も図り、それぞれの建物の特性に応じた保存事業の実施に努めてまいります。
14	点的な拠点施設整備に併せて、その周辺の修景や景観基準づくり、啓発活動等のソフト事業を追加し、エリア毎に複数の事業を連携させ、景観整備が行えるよう提案します。	第4章、第5章に記載させていただきましたとおり、本計画では、施設整備と同時に地域の様々な活動に対し、総合的に支援等を行っていくことによって、歴史的風致の維持向上をはかるものとしております。
第6章		
15	歴史的風致形成建造物の保存修理活用に関しては、専門家、学識経験者の意見を踏まえらなければならないが、実際の工事に際して、歴史的建造物に精通した工事監理者が必要と考える。公共事業については、専門の課を作り、専門家の採用・養成を図り、委託先についても、金額だけで判断せず、能力を見極めた委託を行うべき。民間工事についても、専門家や地元委員会などの外部チェック機能を行う体制の構築が必要である。	歴史的風致建造物の修理は、ご指摘のように専門的知識を駆使する事によってその価値を損なうことなく達成できるものと考えます。従いまして、官民を問わず修理等に際して専門家が関与できるよう各事業に際し、提起して行きたいと考えております。
16	文化財などとの重複指定についても許容し、幅広い活用を可能にすべきである。	これまでも都市景観重要建築物と登録文化財の併用を進めてまいりましたが、今後につきましても、さまざまな制度について連携をしながら有効な活用を図ってまいります。